

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用料の減免	
根拠法令・条項	堺市立フォレストガーデン条例第7条	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>（使用料の減免）</p> <p>第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1)天災地変その他不可抗力によりフォレストガーデンの使用ができなくなったとき。</p> <p>(2)市長が公益上その他特別の事由があると認めるとき。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	過去に審査実績がないため